

平成28年7月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成28年7月25日（月） 午後2時より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 津田博委員長、脇山亜子委員長職務代理者、
玉邑恵子委員、草柳栄子委員、牧岡努教育長
岩倉みどり教育課長、大竹建治係長
書記：小野真人係長、片山武丸主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育委員長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

(1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

(2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

(1) 平成29年度教科用図書採択について

課 長 それでは、資料1をお願いします。来年度の教科用図書の採択につしまし

ては、足柄下採択地区協議会規約第 12 条の小委員会の規定において、「教科用図書の採択替えのない年度については、第 8 条の規定によらず、各町教育委員会の教育長による小委員会を開き、当採択地区において使用する教科用図書の採択の進め方について協議を行う。」と規定されており、今年度は採択替えのない年度となりますので、5 月 17 日に三町の教育長が集まりまして、小委員会を開催いたしました。その中では、採択替えのない年度ということで、平成 29 年度使用する教科用図書について、3 ページの小学校教科用図書一覧表、裏面 4 ページの中学校教科用図書一覧表のとおり、今年度使用しているものを来年度も使用することを 3 町で確認しております。5 ページをお願いします。学校教育法附則第 9 条による教科用図書及び一般図書の採択についてです。特別支援学級で平成 29 年度に使用する教科用図書について、児童生徒の成長や発達状況により学校の意向を踏まえて個別に採択するものとなります。説明につきましては以上です。

委員長 いかがかでしょうか。次年度は採択替えがないという事で、現行の教科書を使用いたします。承認される方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 ありがとうございます。

委員 英語の教科書に関しては、3 年生の児童は他学年と教科書が異なりますが、引き続き使用するという事になりますか。

事務局 教科によって継続使用するものとしませんが、既に給与されたものを 2 学年の間使用することになります。

(2) 真鶴町立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について

課長 資料 2 をご覧ください。真鶴町立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

国の幼児教育の段階的な無償化の取り組みによる、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、必要な改正をしようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、1 つ目に、多子世帯の保育料負担軽減における年齢制限の撤廃ということで、現在、第 1 子の年齢制限は小学校 3 年生までとなっていますが、国が示す基準課税額以下の多子世帯に限り、第 1 子の年齢制限が撤廃されることとなります。

2 つ目といたしまして、基準となる課税額以下のひとり親世帯等への保育料

軽減措置が拡充されました。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明いたします。

第4条の改正につきましては、1つ目で説明いたしました、多子世帯保育料の負担軽減措置を行うため、対象世帯における第1子の子どもの年齢制限を撤廃するにあたり、最年長の子どもの特定する必要があるため、左側改正後で、「最年長の子ども」の次に、(以下「第1子」という。)を加え、「0円」を「無料」に改め、「ただし、市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯については、第1子の年齢制限はなしとする。この場合において、保護者と生計を同一にしている子どもに限るものとする。」を加えるものです。対象となる市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯に限り、小学校3年生までとする第1子の年齢制限が撤廃され、生計を同一とする子どもであれば年齢に関係なく第1子としてカウントされることになります。

2ページ目をお願いいたします。別表は、各階層、世帯ごとの保育料を規定したものです。右側は改正前、左側は改正後となります。改正内容は、多子世帯、ひとり親世帯等の保育料軽減措置の拡充ということで改正を行うものです。1つ目の、多子世帯の保育料負担軽減に伴い、対象となる世帯の階層基準を示す必要が生じるため、改正前の第3階層を、左側改正後では、第3階層、第4階層に分け、今回の改正基準額となる市町村民税所得割課税額を明記いたしました。改正後の第3階層が、多子世帯における、第1子の年齢制限が撤廃される世帯となります。

なお、第4階層の世帯にあつては、最年長となる第1子の年齢制限は、引き続き小学校3年生までとなります。備考欄は、左側改正後において、2ページ目の1から3ページ目の3までの下線部分を新たに追加しました。備考の1は、第1階層の生活保護法世帯等の定義を、3ページ目備考の2は、ひとり親世帯等の定義を規定したものです。備考3は、ひとり親世帯等への優遇措置拡充に伴い追加した規定で、市町村民税所得割課税額が77,100円以下ひとり親世帯等にあつては、この表に定める額の第1子は半額、第2子以降は無料とする。と、規定しております。この世帯は、2ページ目別表の第3階層にあたります。また、第2階層もひとり親世帯等とその他の世帯に分け、ひとり親世帯等については、第1子より保育料は無料となります。

以上が、この度の改正となり、施行期日は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するもので、子ども・子育て支援法施行令が平成28年4月1日から運用となっているため、さかのぼって適用するものです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長

ご質問はございますか。町の幼稚園保育園の規則の一部改正について、承認いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全員挙手)

委 員 長 ありがとうございます。

(3) 町議会 9 月定例会提出の補正予算について

課 長 資料 3 をお願いいたします。今年は、9 月議会が 8 月下旬から予定されており、現在、町部局の予算査定が行われている状況です。今回は別紙資料 3 により教育委員会で予算要求している、9 款教育費歳出の主なものについて、ご説明させていただきます。

1 ページ目、小学校費、学校管理費、備品購入費 102,000 円増額は、現在使用している砂場シートは劣化が激しく、穴が空くなどしているため、砂場専用のシートに更新する費用を増額補正します。

2 ページ、中学校費、学校管理費、備品購入費は 20,000 円を増額補正するもので、フットサルゴール購入費用です。現在ハンドボールゴールをサッカーの授業で使用していますが、体育器具点検の際、劣化が著しいため使用禁止の指摘を受け、更新するものです。なお、フットサルゴール購入にあたり不足が見込まれる額を補正額いたします。

続きまして、社会教育費、文化財保護費、需用費の修繕料は、刀剣類修復費として 491,000 円を要求しております。これは、田廣家から町に寄贈された刀剣類 3 点を修復する費用で、刀剣の研磨、鞘の制作などを行うもので、刀の名をはっきりさせ価値を見極める鑑定を行うため修復事業を実施する予定であります。

負担金補助及び交付金は 200,000 円の減額補正で、貴船まつり保存管理奨励交付金の減額です。昨年度、本神輿の改修事業が終了し、貴船まつりの前にお披露目式を行う予定でございましたが、実施しなかったため交付金を減額いたします。なお、27 日、28 日の貴船まつりにおいて、改修した本神輿は、町内を巡行いたします。

町民センター費、需用費は修繕料として、215,000 円を増額補正する予定です。修繕内容といたしましては、第 3 会議室及び 1 階実習室ブラインド交換、3 階講堂の照明交換並びにエレベーター機械室換気扇交換費用です。

保健体育費、保健体育総務費、町民運動会事業の報償費は、町民運動会で実施される自治会対抗リレーの優勝カップ並びに副賞代として 66,000 円を要求しています。

岩ふれあい館管理運営事業の工事請負費 1,115,000 円は、岩ふれあい館の照明器具改修として、照明設備の劣化により不点灯となっている照明を LED 照明に交換する工事費用を要求しております。

体育館運営費、需用費は修繕料として 499,000 円を増額補正し、定期点検で指摘を受け至急修繕が必要な個所の修繕の実施を予定しております。

以上が、町議会 9 月定例会へ、補正予算要求をしたものです。更に予算査定が実施されますので、内容によっては、要求額どおりに予算措置がなされないことも想定されますのでご了承いただければと思います。

委員長 ご質問ありましたらお願いします。必ずしも要求通りに行くかわかりませんがこのように要求するとのこと。よろしいでしょうか。

(4) 平成 27 年度教育委員会関係決算について

課 長 資料 4 をご覧ください。資料 4 の歳入からご説明いたします。

12 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、6 目 教育使用料、決算額は 12,203,970 円です。

教育使用料の内容として、幼稚園保育料、美術館観覧料、博物館観覧料、公民館使用料、町立体育館使用料、学校開放施設使用料で、前年度対比 480,650 円の減額です。美術館、博物館観覧料の減額が主なもので、それぞれテーマ展示や企画展等を実施、広報宣伝活動も積極的に行いましたが、個人客、団体客の入館者が前年を下回ったことが要因と思われます。なお、幼稚園保育料については、27 年度在園児数が、40 名と前年度に比べ 10 名程度増えていますが、子ども・子育て支援新制度移行に伴い、保育料は世帯の所得額に応じたものとなった事、小学校 3 年生以下の子どもを 2 人以上養育する世帯の保育料減免措置、2 人半額、3 人無料が適用となったことで、前年度に比べ 14,700 円の増額にとどまっております。

2 項 手数料、5 目 教育手数料は、次年度入園者の入園料として 1 人 3,000 円を徴収していましたが、子ども・子育て支援新制度移行に伴い入園料としての徴収を廃止したため収入はありません。なお、入園料は教育に要する費用の対価として 27 年度からの入園児は月々の保育料に加算して徴収しています。

13 款 国庫支出金、2 項 国庫補助金、4 目 教育費国庫補助金決算額 60,000 円は、前年度に比べ 141,000 円の減です。

特別支援教育就学奨励費補助金のみで、昨年度、歳入があった要保護児童生徒援助費補助金は、27 年度対象となる児童生徒がいなかったため補助金減額となっています。

3 項 委託金、3 目 教育費委託金、決算額 0 円は、貝類博物館が、文科省から委託を受けた事業を実施するため補助を受けていましたが、この支援プログラム事業が廃止となり歳入がなかったものです。

14 款 県支出金、2 項 県補助金、6 目 教育費県補助金決算額 221,000 円、放課後子ども教室推進事業費補助金で、前年度に対し 13,000 円の減です。

8 目 神奈川県市町村事業推進交付金は、青少年行政推進事業交付金 700,000 円で、青少年活動事業に対する補助です。

3 項 委託金、5 目 教育費委託は、前年度かながわ学びづくり推進地域研究委託金がありましたが、事業終了に伴い歳入がなかったものです。

15 款 財産収入、2 項 財産売却収入、1 目 物品売却収入のうち、美術館図録等売却収入決算額は 1,430,950 円で、前年度に対し 160,250 円の減です。販売物品は、図録、絵葉書、ポスター等、比較的安価な物品が多くまた、入館者数の減少が大きく影響していると考えられます。

16 款 寄附金、1 項 寄附金、4 目 教育費寄附金決算額 654,850 円は、町立小中学校図書等寄附金 31,850 円、まなづる小学校バス通学保護者会寄附金 275,000 円、ひなづる幼稚園通園バス利用者保護者会寄附金 348,000 円で、前年度対比 3,952,855 円の減となっておりますが、前年度は、奨学金事業並びに町立小中学校図書等寄附金があったためです。

17 款 繰入金、1 項 基金繰入金、5 目 奨学基金繰入金 210,000 円は、高校入学支度金として一人当たり 30,000 円 7 名分です。

6 目 学校図書等整備基金繰入金は、小中学校図書室及びまなづる図書館の図書購入費として 669,000 円です。

7 目 美術館運営基金繰入金 37,126,296 円は、美術館の運営に充てたものです。

19 款 諸収入、3 項 雑入、1 目 雑入のうち教育委員会関係です。公民館・図書館のコピー機使用料、町民センター・町立体育館自動販売機電気料、博物館絵はがき販売収入の合計として 591,911 円です。コミュニティ助成事業助成金 2,000,000 円は、27 年度新規に助成を受けたもので、貝類博物館で実施する「海と自然の魅力発信事業」への助成金となります。貝類博物館資料提供謝礼 47,000 円は、標本撮影 47 点分の謝礼です。海の学びミュージアムサポート補助金 1,503,798 円は、27 年度新規に「日本海事科学振興財団 船の科学館」より、貝類博物館で実施する、「海の学び」からはじめるまちづくり事業への補助金となります。幼稚園広域利用受託料 1,517,900 円は、真鶴町外に居住しながら、町立ひなづる幼稚園に通っている園児 5 名に係る受託料となります。これは、子ども・子育て支援新制度の運用に伴い、法の規定により算出される施設型給付費で、特定教育・保育に通常要する費用の額として、地域、定員、年齢区分に応じて、国で単価が示されていますので、その基準額に応じ、湯河原町から受け入れた、3 歳児 1 名、4 歳児以上 4 名分の受託料です。

以上、教育委員会関係歳入決算計 58,936,675 円、前年度決算額 40,324,492 円、比較増減額 18,612,183 円の増額となりました。

続きまして、歳出です。歳出は、2 ページ目の教育費決算額一覧と、別添資料主要事業実績一覧で説明させて頂きたいと思います。

初めに、平成 27 年度の教育費歳出決算額につきましては記載のとおりです

が、前年度決算額との比較増減が大きいところについて、説明させていただきます。

1 項 教育総務費、3 目 教育振興費決算額 10,861,778 円、前年度対し 3,867,052 円の減額要因は、学校図書等整備基金積立金並びに就学基金元金積立金への支出がなかったためです。

2 項 小学校費、1 目 学校管理費決算額 28,620,948 円、前年度に対し 24,125,288 円の減額です。昨年度は、再生可能エネルギー等導入推進基金を受けて、体育館屋上に太陽光発電設備等を設置する事業を実施したものです。

3 項 中学校費、1 目 学校管理費、決算額 23,709,196 円、前年度対比 3,110,950 円の増額は、非常勤講師雇用や教科書採択替えに伴う指導書の購入に伴い増額となったものです。

5 項、1 目 社会教育総務費決算額 3,968,100 円、前年度に対し 1,583,877 円の減額要因は、中学 2 年生を対象として、実施する中学生国際交流海外派遣事業未実施による減額です。

6 目 美術館費決算額 65,636,373 円 前年度対比 27,578,660 円の増額は、美術館空調設備改修工事を実施したことによるもので、ロビーエントランス及び第 2、第 3 展示室等の空調機器の施設工事を実施いたしました。

8 目 貝類博物館運営費決算額 9,666,923 円、前年度に対し 4,497,322 円の増額は、新規事業として、海と自然の魅力発信事業並びに海の学びミュージアムサポート事業を実施したことによるものです。

6 項 保健体育費、1 目 保健体育総務費決算額 5,964,835 円、前年度対比 2,168,411 円の増は、岩ふれあい館借地料として、未払いとなっていた 26 年度分の借地料を支出したことによるものです。

歳出の決算合計は、305,857,103 円、前年度決算額に対し、4,839,921 円の増額となりました。

決算附属資料主要事業実績をご覧ください。

歳出につきましては、事業ごとに執行しており、主要事業実績一覧として、事業名、事業費決算額、事業概要を取りまとめました。主な事業概要について説明させていただきます。なお、決算額は千円単位です。

1 項 教育総務、2 目 事務局費は、一般経費として、事務局職員の人件費が主な支出となります。3 目 教育振興費は外国語指導助手事業や心の教室相談事業、不登校訪問相談事業に係る講師や相談員の謝礼を支出しています。

2 項 小学校費、学校管理費 一般経費は、スタディサポート賃金、介助員賃金、その他として、学校医の報酬等を支出しています。

学校施設管理運営事業は、修繕費として、小学校体育館雨漏りや床修繕等を実施、その他の経費は、施設管理運営に関する委託料等の支出をしております。学校施設改修事業は、築 40 年が経過した既存の小学校体育倉庫解体及び

新築工事を実施しました。

裏面2ページ目をお願いします。3項 中学校費、学校管理費、一般経費は、スタディサポート賃金、学習支援員等の支出となります。学校施設管理運営事業では、修繕費として、照明器具、ガス導管修繕や特別教室の網戸の設置、音楽室扉交換等を実施しました。

備品購入事業では、学校運営用備品として、デジタルカメラやエバーマット等を購入、教師・生徒用図書購入費は、教科書採択替えに伴う指導書を購入しております。

4項 幼稚園費の一般経費は、園長、事務員、園バス運転手等臨時職員賃金、その他の主な支出は先生3名の人件費となります。

幼稚園施設管理運営事業では、地下漏水に伴う水道管漏水修繕等を実施、その他経費は、園の管理運営に係る費用を支出いたしました。

5項 社会教育費、社会教育総務費の一般経費は、社会教育指導員1名の報酬等を支出、青少年関係経費は、成人式運営委託料、青少年育成連絡会補助金等を支出、その他では、青少年指導員報酬や放課後子どもいきいきクラブ補助金を支出しています。

2目 公民館費の公民館事業では、公民館受付の臨時職員賃金等を支出しています。

3目 文化財保護費、文化財保護事業では、文化財関係調査のための臨時職員賃金を新規に支出しました。岩の兒子神社夏祭りの調査や田廣家からの寄贈品の分類、調査を行う臨時職員1名分の賃金です。

6目 美術館費、一般経費は、美術館受付臨時職員賃金、その他の主な支出は職員人件費となります。中川一政美術館施設管理運営費は、美術館空調設備改修工事を実施、ロビーエントランスや第2、第3展示室の空調機を新設しました。

8目 貝類博物館運営費、貝類博物館運営事業は、受付職員臨時職員賃金や海の学校運営委託料を支出。その他は、博物館の管理運営に係る費用を支出しております。

海と自然の魅力発信事業は新規事業で、海を中心とした自然に関する情報の収集と博物館での展示で魅力を発信する事業を実施するための経費となります。海と自然の魅力発信事業委託料は、「真鶴の自然の魅力を収集、集約し観光客の回遊に便利な情報を載せた真鶴半島自然のみどころマップの作成及びフェイスブックでの情報発信事業」を特定非営利活動法人ディスカバーブルーへ委託しました。

海の学びミュージアムサポート事業も新規事業で、豊かな真鶴の海の自然を活かして、学びの場を広げていく事業を実施しました。海の学びミュージアムサポート事業委託料は、「海の学びからはじめるまちづくり」事業を展開するため特定非営利活動法人ディスカバーブルーへ業務を委託、主に研修会、ワー

クショップ、海のミュージアムを実施しました。備品購入費は顕微鏡等を購入しました。

4 ページをお願いいたします。6 項 保健体育費、保健体育総務費、各種スポーツ大会事業では、かながわ駅伝運営委託料を新規に支出したもので、第 70 回記念大会として 2 月に開催された市町村対抗かながわ駅伝競走大会に、真鶴町、湯河原町、清川村の合同チームを編成し大会に参加した経費となります。

岩ふれあい館管理運営事業では、岩ふれあい館借地料 2,400,000 円は、未払いであった 26 年度分と 27 年度分の 2 年間分を支出したものです。以上で説明とさせていただきます。こちらは 8 月議会にて報告する内容ですので、事前に教育委員会定例会で、報告いたしました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

委員長 非常に多岐にわたる部分ですが、ご質問ありますでしょうか。それでは協議事項は以上になります。それでは事業報告をお願いいたします。

報告事項

施設の月別利用状況、事業計画等を説明

委員長 以上をもちまして 7 月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

次回定例会 平成 28 年 8 月 29 日(月)

協議会 13 : 30 ~

真鶴町民センター 第 1 会議室

定例会 14 : 00 ~

真鶴町民センター 第 2 会議室